

新型コロナウイルス感染症への対応 ガイドライン

令和5年4月1日版

令和5年3月31日以降、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は「個人の判断」に委ねることとなった。また、政府は5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置付けることを決定している。

このことを受けて、4月1日以降の新型コロナウイルス感染症の対応は以下の通りとする。

1 マスク着用について

- ・学生のマスク着用については学生本人に委ねる。
※授業形態によって集団感染のリスクが高いと判断される場合はマスク着用をお願いする場合がある。
※実習中のマスク着用については実習先の方針に従う。
- ・教職員については5月8日まではマスク着用とする。5月8日以降については、文部科学省や情勢を見て判断する。

2 ソーシャルディスタンスの確保について

- ・教室内は間隔をあけて座ることは求めない。
- ・交流センター食堂などの机に設置しているパーテーションは当面の間そのままとする。

3 手指消毒・検温について

- ・当面の間は現在設置している検温器や消毒液等の設置を継続する。

4 新型コロナウイルス陽性又は濃厚接触者となった場合

- ・新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合は、発症後5日間、かつ解熱した後2日を経過するまで登学不可とする。その間、学生は公欠（教職員は傷病休暇）とする。公欠の手続きをする際は、陽性になったことが証明できる書類を教務課に持参すること。 ※これまで保健管理センターへ連絡をしていたが今後は不要とする。
- ・濃厚接触者となった者で、無症状の場合は登学することができる。有症状の場合は、自主的に PCR 検査を受ける、もしくは病院を受診すること。無症状で登学する場合は、要健康観察期間を含む7日間が経過するまでは、感染対策としてマスクを着用すること。本学において濃厚接触者の判定は行わない。

<入学式について>

入学生は会場内マスク着用とする。ただし、登壇するときには、マスクを外す。会場外でのマスク着用は本人に委ねる。※マスク着用は強制するものではない。